

京都市公契約審査委員会 次第

日時：令和 6 年 7 月 2 5 日（木）

午前 1 0 時～

場所：サンサ右京 3 階 交通局大会議室

1 行財政局財政担当局長挨拶

2 新任委員紹介

3 議事

(1) 契約審査専門部会の結果報告 p 5

(2) 公契約基本条例の取組状況

① 条例の概要 p 9

② 市内中小企業の受注等の機会の増大 p 1 3

③ 労働者の適正な労働環境の確保 p 1 7

④ 適正な履行と質の確保 p 2 1

⑤ 社会的課題の解決に資する取組 p 2 5

参考

公契約基本条例に関する主な御意見 p 2 8

参考データ p 2 9

市公契約基本条例・規則・要綱 別冊

4 閉会

京都市公契約審査委員会 委員名簿

五十音順、敬称略、令和6年7月25日現在

委員会	専門部会	氏 名	職 業 等
委員	部会員	かわかつ たけし 川勝 健志	京都府立大学公共政策学部教授
委員		どぶち まこと 土渕 誠	日本労働組合総連合会京都府連合会事務局長
委員		なかの ゆうすけ 中野 雄介	京都商工会議所中小企業委員会委員長
委員	部会員	にしの きや か 西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授
委員 委員長職務代理者	部会員 部会長職務代理者	の だ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部教授
委員長	部会長	まつしま かくや 松島 格也	京都大学防災研究所特定教授
委員	部会員	まつわか えり こ 松若 恵理子	公認会計士
委員		みねた まゆう 峯田 真裕	市民公募委員

市公契約審査委員会関連規定

1 市公契約基本条例（抄）

（審査委員会）

第29条 公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（審査委員会の組織）

第30条 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第32条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（部会）

第33条 審査委員会は、本市が実施した入札及び締結した公契約に関し、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審査委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査委員会の決議とすることができる。

2 市公契約基本条例施行規則（抄）

（委員長）

第8条 京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査委員会の招集及び議事）

第9条 審査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第10条 部会の構成員は、委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、委員長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第11条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第12条 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第13条 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等内の親族その他当該委員と密接な関係を有する者に関する事項については、その議事に加わることができない。

(庶務)

第14条 審査委員会の庶務は、行財政局において行う。

3 市公契約審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公契約基本条例及び京都市公契約基本条例施行規則に定めるもののほか、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、市長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 京都市公契約基本条例に基づく施策に関し、意見を述べること。

(2) 京都市の入札・契約制度に関し、意見を述べること。

(3) 本市が締結した契約のうち審査委員会の委員が抽出したものに関し、入札又は契約方式の決定の方法、一般競争入札に係る参加資格の設定の方法、指名競争入札に係る指名業者の選定の方法等について審議を行い、必要な場合には、将来に向けて入札・契約の手続を改善するための意見を述べること。

(4) 本市が発注する工事の入札及び契約に係る再苦情の処理を行うこと。

(5) 本市が行う協定等の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続に基づき公平かつ独立した立場から検討を行うこと。

(審査委員会の回数等)

第3条 審査委員会は、原則年1回開催するものとする。

2 前項の会議は、公開とする。

(会議録の作成及び公開)

第4条 審査委員会は、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録は、行財政局管財契約部契約課及び総合企画局情報化推進室情報公開コーナーにおいて閲覧に供する。

3 当該会議録は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供する。

(契約審査専門部会の設置等)

第5条 第2条第3号から第5号までの事務を行わせるため、契約審査専門部会を設置する。

2 前項の事務については、契約審査専門部会の決議をもって審査委員会の決議とする。

3 第1項の会議は、原則年2回開催するものとする。ただし、契約審査専門部会が必要と認めるときは、この限りではない。

4 第1項の会議は、契約審査専門部会が必要と認める場合を除き、非公開とする。

(契約専門審査部会の会議録の作成等)

第6条 契約審査専門部会における会議録の作成及び公開については、第4条の規定を準用する。

ただし、第2条第4号及び第5号の審議に係る会議録については、原則非公表とし、契約審査専門部会が特に必要と認めるときは、公表するものとする。

(審査委員会の事務局)

第7条 審査委員会及び契約審査専門部会の事務局は、行財政局管財契約部契約課に置く。

(抽出等)

第8条 第2条第3号の抽出は、契約審査専門部会においてあらかじめ指定した委員（以下「抽出委員」という。）が入札別の発注工事の一覧表及び物品契約の一覧表の中から、行うものとする。

2 抽出委員は、契約審査専門部会において、抽出結果の報告を行わなければならない。

(契約審査専門部会長の専決事項)

第9条 契約審査専門部会長は、第2条第3号から第5号までに規定する事務に関するものうち、次に掲げるものについては、契約審査専門部会の決議を経ずに決することができる。

- (1) 苦情申立の受理及び却下
- (2) 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請
- (3) 苦情申立人及び関係調達機関の傍聴の不許可
- (4) 証人の出席の許可
- (5) 契約審査専門部会の公開
- (6) 公聴会の開催
- (7) 技術者等からの意見の聴取
- (8) 迅速処理の手続きの適用

2 契約審査専門部会長は、前項の規定による専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに契約専門部会の他の委員に通知するとともに、次回の契約審査専門部会で報告し、了解を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、京都市公契約審査委員会の運営に関し必要な事項は、行財政局管財契約部契約課長が定めるものとする。

令和５年度 契約審査専門部会 審議結果報告

1 審議の件数等

- (1) 個別契約の入札方法等の審議件数 8 件（物品 3、工事 5）
- (2) 工事の入札及び契約に係る再苦情の処理 なし
- (3) W T O 政府調達協定に係る苦情の処理 なし

2 個別契約の入札方法等の審議状況

審議対象は以下のとおり。

【物品】

令和４年度に締結した契約のうち、契約金額 3, 0 0 0 万円以上の物品等の調達契約（契約金額 3, 0 0 0 万円未満の W T O 適用案件も含む。）から、委員が抽出した案件

【工事】

令和４年度下半期及び令和５年度上半期(※)に締結した契約のうち、契約金額が 2, 0 0 0 万円以上の工事請負等の調達契約から、委員が抽出した案件 ※令和５年度上半期分は第２回専門部会でのみ審議

(1) 第１回（１０月３０日開催）

【物品】

件名	新型コロナウイルス感染症対策業務に関する労働者派遣契約
契約方式 （随契根拠）	随意契約（地自令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号）
契約金額 （税込み）	7 8, 9 3 6, 1 9 5 円
担当部局	市長部局

件名	（単価契約）軽油（その 2）[令和 5 年 2 月・3 月分]
契約方式 （随契根拠）	随意契約（地方特例政令第 1 1 条第 1 項本文、地公令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 9 号）【W T O 協定対象案件】
契約金額 （税込み）	1 0 4, 8 2 3, 0 0 0 円
担当部局	交通局
応札者数	3 者（当初入札時）

件名	漏水調査（管路音圧監視システム）作業
契約方式 （随契根拠）	事後確認型一般競争入札
契約金額 （税込み）	43,472,000円
担当部局	上下水道局
応札者数	1者

【工事】

件名	京都市立洛中小学校ほか1校体育館防災機能強化等リニューアル工事設計業務委託 ただし、構造解析並びに補強設計、内外装改修工事及び増築工事基本設計・実施設計業務委託
契約方式 （随契根拠）	事後確認型一般競争入札
契約金額 （税込み）	44,621,500円
担当部局	市長部局
応札者数	5者

(2) 第2回（2月20日開催）

【工事】

件名	西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事
契約方式 （随契根拠）	随意契約（地方特例政令第11条第1項本文、地自令第167条の2第1項第8号）【WTO協定対象案件】
契約金額 （税込み）	4,750,900,000円
担当部局	市長部局
応札者数	6者（当初入札時）

件名	（総合評価）小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事 ただし、建築主体その他工事
契約方式 （随契根拠）	事前確認型一般競争入札【WTO協定対象案件】
契約金額 （税込み）	4,070,000,000円
担当部局	市長部局
応札者数	5者

件名	事業用電話設備・通信情報伝送設備部分更新工事
契約方式 (随契根拠)	事後確認型一般競争入札
契約金額 (税込み)	4 3 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円
担当部局	交通局
応札者数	1 者

件名	路面復旧工事
契約方式 (随契根拠)	事後確認型一般競争入札
契約金額 (税込み)	3 1 , 2 6 2 , 0 0 0 円
担当部局	上下水道局
応札者数	3 8 者

注 地自令＝地方自治法施行令

注 地公令＝地方公営企業法施行令

注 地方特例政令＝地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(3) 審議結果

ア (単価契約) 軽油 (その2) [令和5年2月・3月分] (第1回)

契約方法について、特に問題があったとは認められないが、今後も複数者が応札できるよう工夫することと意見があった。

イ 上記以外の案件

契約方法について特に問題があったとは認められず、適切な契約方法であったことが確認された。

【参考】随意契約の根拠法令（概要）

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項 9 号

落札者が契約を締結しないとき。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（随意契約）

第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一 （以下略）

1 制定の趣旨

- (1) 本市では、
- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
 - ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の全面事後公表化
 - ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
 - ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入
- など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。
- (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、**4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。**

2 4つの基本的な考え方

- (1) **市内中小企業の受注機会の増大を図る**
- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人とが支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
 - これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。
- (2) **公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する**
- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。
 - 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、**一定金額以上の公共工事**

等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

(3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

(4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えている。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

3 令和5年度以降の主な取組

上記2「4つの基本的な考え方」ごとの主な取組状況は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力。
- (2) 労働関係法令遵守状況報告書による法令違反の是正指導及び法定福利費の明示の義務付け等の社会保険加入対策を継続実施。
- (3) 災害が頻発化、激甚化する近年において、地域の建設企業が安心して災害復旧工事を受注することのできる環境を整え、災害復旧を円滑に進めるため、これまで、工事請負契約において不可抗力による損害が生じた場合、受注者が請負代金の1%を負担し、本市がその残余を負担することとしていたものについて、中央建設業審議会から出された勧告を踏まえて、災害応急対策や災害復旧工事中の不可抗力による損害については本市が全額を負担するものとしている。（令和5年4月1日～）
- (4) 災害に強いまちづくりを一層推進するため、土木工事格付及び舗装工事格付において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」を基に加点（令和7年度格付（6年申請分）～）。

また、これまで工事成績評定の対象としていなかった単価契約工事のうち、24時間365日の緊急対応が必要な一部の工事については成績評定の対象とすることで、格付けにおいて加点することとした。（8年度格付（7年度申請分）～）

- (5) ダンピング対策の更なる強化のため、令和6年5月1日から測量・設計等の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国同様に引き上げた。

市内中小企業の受注等の機会の増大

主な取組

- 法令上の制約があるWTO政府調達協定適用案件や、特殊な技術を要する案件などを除き、**市内中小企業への発注を原則**
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、**分離・分割して発注**
- 下請契約における市内中小企業の活用を促すため、**入札公告、契約約款**等で市内中小企業を選定する努力義務を明記
- 大型案件においては、市内中小企業が参画しやすいJVへの発注とするなど、可能な限りの中小企業の参入機会の確保に努めている。 など

(1) 工事

- 令和5年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約88%、契約金額ベースで約76%を占める。

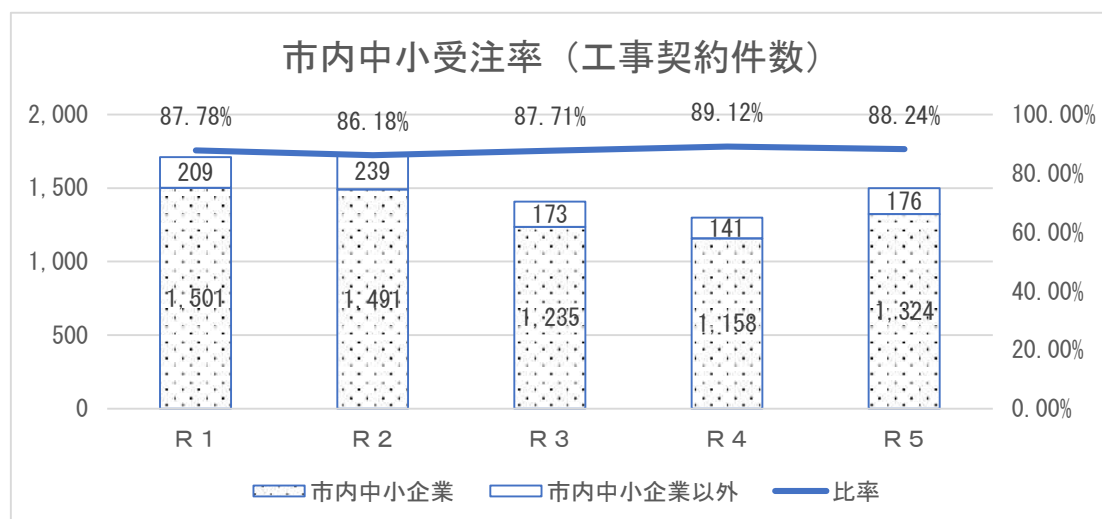
「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳を見ると、設備工事案件が約54%と最も高くなっている。

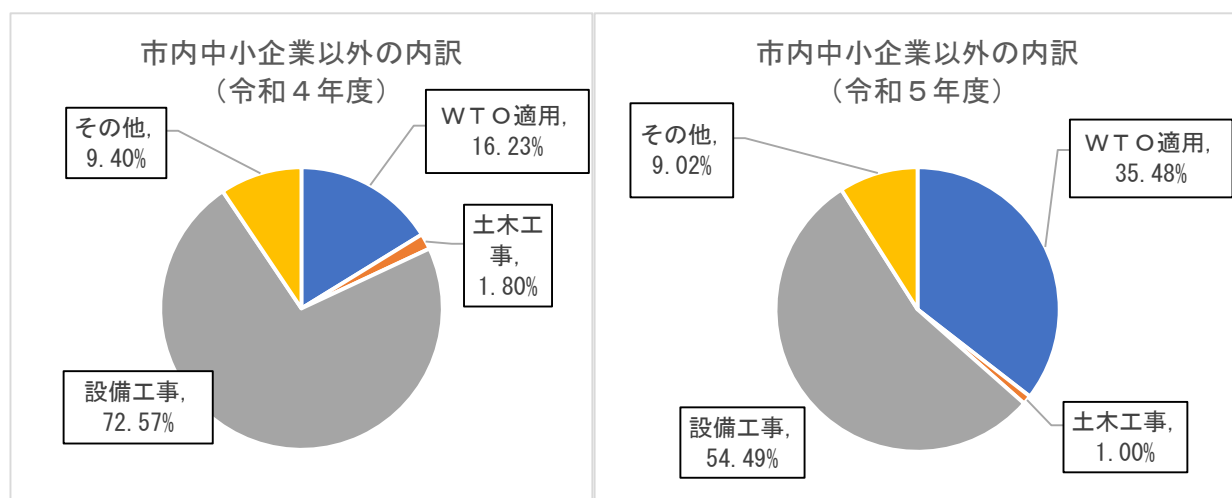
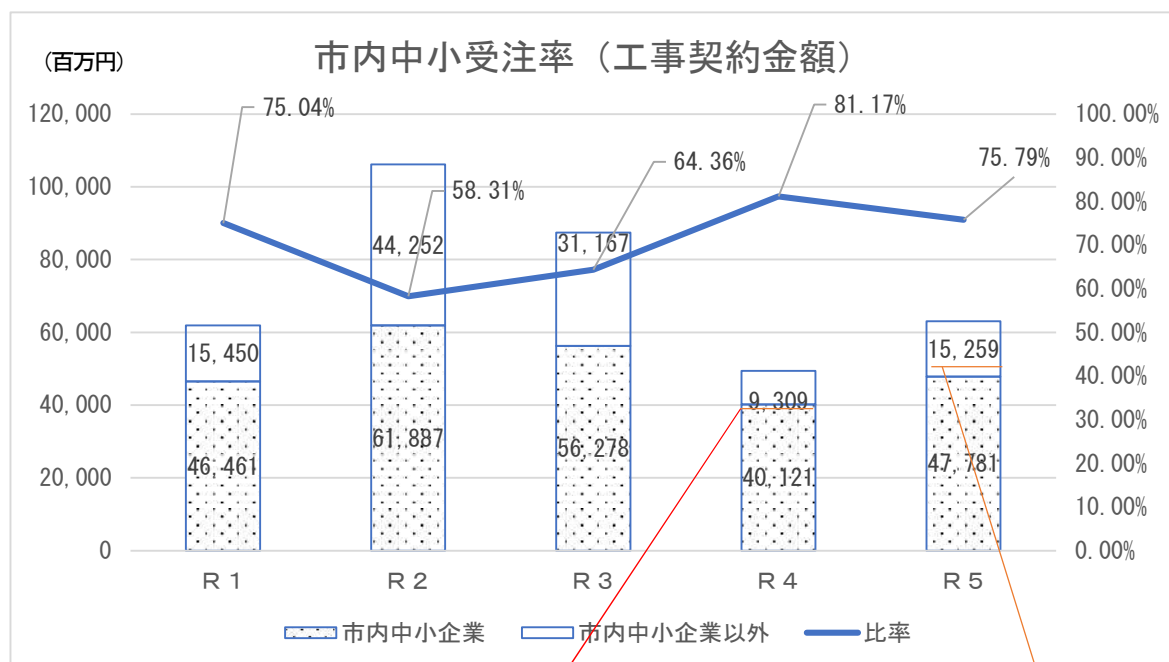
- 令和4年度と比べると、件数ベースで約1ポイント減少(-0.88)、金額ベースで約5ポイント減少(-5.38)している。

この金額ベースでの減少は、令和4年度と比べると小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事(約40億円)などの、WTO適用案件の契約金額が増加した(+39億円)ことなどが影響している。

- 令和元年度から令和5年度までの5年間で、市内中小企業受注率の件数ベースは9割程度で推移しており、金額ベースは平均7割程度で推移している。

◆ 市内中小企業受注率（工事）





注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

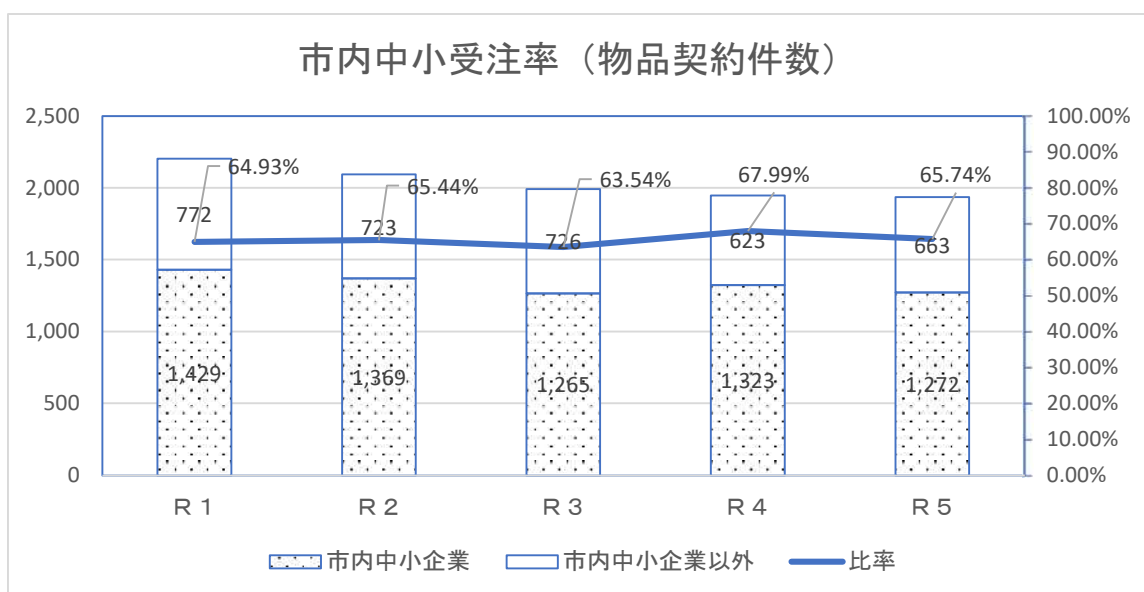
2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

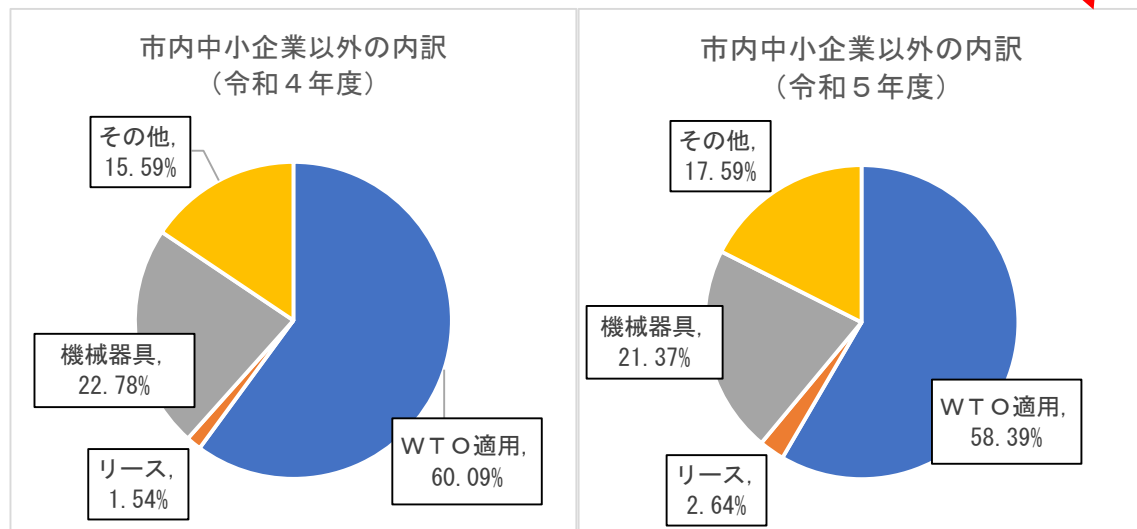
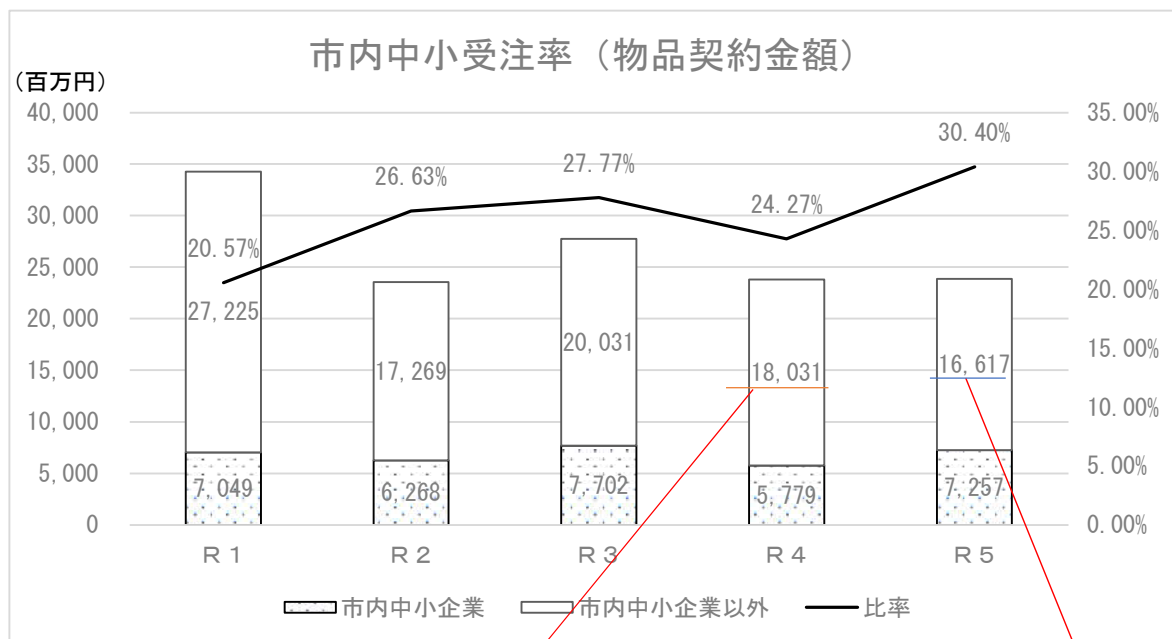
3 測量、設計等の委託契約を含む。

(2) 物品 物品の買入・賃貸借のほか、製造請負、役務なども含む（以下、同じ）。

- 令和５年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約６６％、金額ベースで約３０％となった。
- 令和４年度と比べると、件数ベースは約２ポイント減少（－２．２５）、金額ベースは約６ポイント増加（＋６．１３）している。
この金額ベースの上昇は、令和４年度は交通局で運賃箱及び関連機器の購入（約１８億円）を市外大企業と契約しており、市長部局では京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託（約９億円）を市内大企業と契約締結しており、令和５年度はこれらの高額案件の契約がないことが影響している。
- 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳は、交通局の大型ノンストップバス（約６億円）や市長部局のサーバ等一式賃貸借（仮想化基盤）（１７億円）などのＷＴＯ適用案件が約５８％、交通局の自動出開札設備等保守管理業務委託（約２億円）などの機械器具が約２１％あり、令和４年度の割合と同程度になっている。これらの高額案件は市内中小企業で調達困難であることから、市内中小企業受注率の金額ベースの割合が低くなっている。
- 令和元年度から令和５年度までの５年間で、市内中小企業受注率は、件数ベースは６．６割程度で推移しており、金額ベースは、地下鉄（烏丸線）新型車両等の調達等の高額の高額案件があった、令和元年度を除くと平均２．７割前後で推移している。

◆ 市内中小企業受注率（物品）





注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 不用物品売却を除く。

(3) 共同企業体（JV）へ発注する工事の基準（京都市共同企業体運用基準）

- ① 予定価格がおおむね 3 億 5 千万円以上の土木工事
- ② 予定価格がおおむね 7 億円以上の建築工事
- ③ 予定価格がおおむね 3 億円以上の電気及び管工事
- ④ 通常の規模を大幅に上回るその他の工事

今後の方向性

➤ 引き続き、公正性、競争性及び透明性の確保を前提として、市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

主な取組

- 受注者や下請事業者、公の施設の指定管理者から、労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め、遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に運用開始。
- なお、低賃金での就労とならないよう、発注者として適正な予定価格での発注に努めている。

具体的取組の一つとして、平成30年7月から、必要な法定福利費が契約段階から確保されるよう、市に提出する工事請負代金内訳書に法定福利費の明示を義務付け。

- 令和2年10月から、建設業法改正により社会保険への加入が建設業許可・更新の要件とされたことや、全国的に未加入対策が厳格化されたことを踏まえ、工事請負契約において社会保険未加入の建設業者を下請人とすることを禁止（ただし、是正期間を設ける）。

- 令和元年度から、週2日の現場閉所を行うモデル工事を実施。

令和4年度から災害復旧工事や工期等に制約がある工事を除き原則すべての工事に拡大し、建設業においても時間外労働の上限規制が適用される令和6年度からは、本市のすべての発注工事について「週休2日工事」を発注者指定方式※とすることとした。（市長部局）

※経費の補正額（約5%）を当初設計時に計上（達成できなければ達成状況に応じて減額変更）

など

「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

(1) 制度概要

① 対象

- ア 工事請負契約 予定価格5千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格1千万円超 ※建物・公園清掃、常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

② 報告項目

労働条件、労働時間、保険、賃金などの14項目

③ 手続

- ア 受注者は、下請事業者の報告書を取りまとめのうえ、契約後2か月以内に市に提出

※ 提出済みの記載事項に変更が生じたら、市に提出

- イ 労働関係法令違反が判明した場合、契約後6か月以内に違反状態を解消し、「措置結果報告書」により市に報告

④ 公表、競争入札参加停止措置

- ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは、当該事業者の氏名、公表対象となる事実の具体的内容などを公表
- イ 公表中の事業者や、当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは、原則として競争入札参加停止措置

(2) 主な取組結果

① 令和５年度の入札における対象公契約の割合

工事、役務委託とも、件数ベースでは約１８～２４％だが、金額ベースでは約７７～８０％となっている。

なお、指定管理は全て対象である。

	入札等件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象公契約	比率	市全体	対象公契約	比率
工事	1,504	276	18.35%	65,970	50,895	77.15%
役務委託	388	94	24.23%	5,986	4,814	80.42%
指定管理	11	11	100.00%	—	—	—

注１ 競争入札により令和５年度に締結した契約等の合計

２ 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

３ 指定管理者制度の導入施設数 ３７４施設（令和６年４月１日現在）

② 令和５年度の提出状況（※提出日が属する年度で集計）

ア 提出事業者数

工事	延べ１，９９７者	実数１，４４０者
役務委託	１６３者	９３者
指定管理	１８４者	３７者

イ 是正対象者数 ０者

ウ 違反者数 ０者

トピックス

「本件業務に従事する労働者のうち最も低い賃金単価（時給）」について提出された報告書に記載の最も低い賃金単価（時給）を集計した結果は、次のとおりとなった。

令和４年度（平均値）１，３５２円（中央値）１，２５０円

令和５年度（平均値）１，３７０円（中央値）１，２５０円

※個人事業主、役員など、「最低賃金法が適用される労働者が従事していない事業者」を除く延べ１，８３２者分

（参考）

京都府最低賃金（令和５年度）１，００８円（令和５年９月まで９６８円）

③ 週休二日モデル工事の実績

	R2	R3	R4	R5
対象件数	6	4 5	6 5	2 4 8
工事完了件数 (①)	6	4 5	6 5	2 4 8
うち 4 週 8 休達成数 (②)	6	4 5	6 4	2 4 7
工事完了件数に占める 4 週 8 休達成数割合 (②/①)	100%	100%	98.46%	99.6%

注 発注者指定方式の実績

注 発注年度ベースで集計しており、工事の完了が年度をまたぐものは次年度で把握するため、前年度資料と数値が異なっている。

今後の方向性

- 報告書提出の徹底や適切な指導等を通して、適正な労働環境の確保を図るとともに、常に制度・運用を点検し、見直しの必要性を検討していく。
- 建設業においても時間外労働の上限規制の適用が開始する本年は、すべての工事で発注者指定方式による「週休 2 日工事」とするとともに、災害復旧工事等を除いて令和 6 年 6 月以降、毎月第 2、第 4 土曜日の現場閉所の取り組みを進めることで、改めて建設業の働き方改革等の推進に取り組んでいく。

公契約の適正な履行と質の確保

主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となる。

○主な最近の経過（工事）

平成 24 年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、事後公表の範囲を拡大

（平成 27 年度～全面的に適用し、事後公表化）

平成 25 年度～ 平成 25 年度以降、毎年度、公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映

令和 6 年度には、公共工事設計労務単価改定を、令和 6 年 4 月 1 日の入札から原則反映

令和 4 年度 ダンピング対策の更なる強化のため、工事の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国と同様に引き上げ

令和 6 年度 ダンピング対策の更なる強化のため、測量・設計等の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国同様に引き上げ

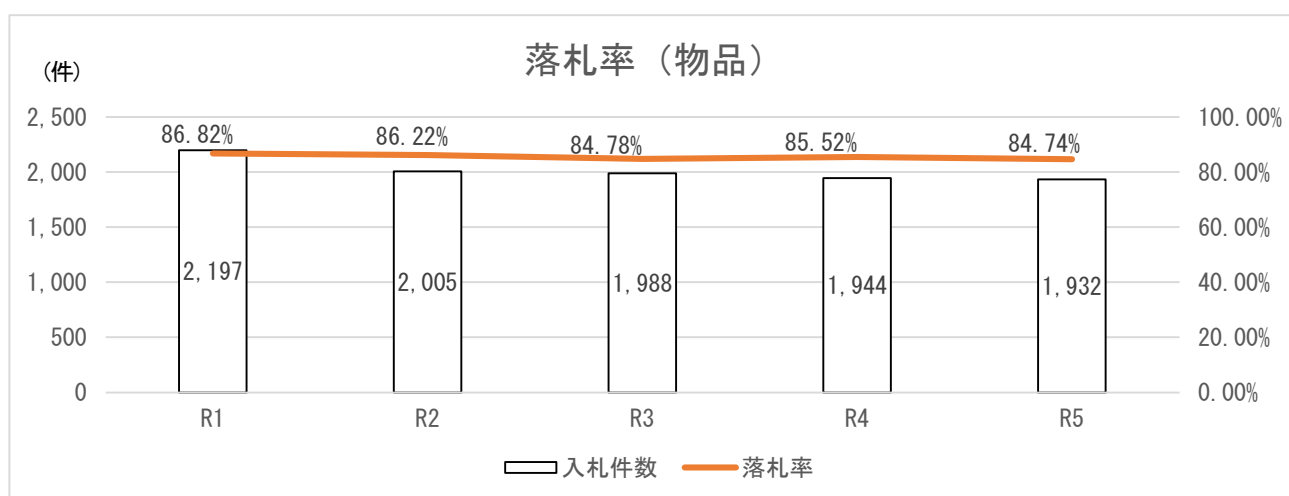
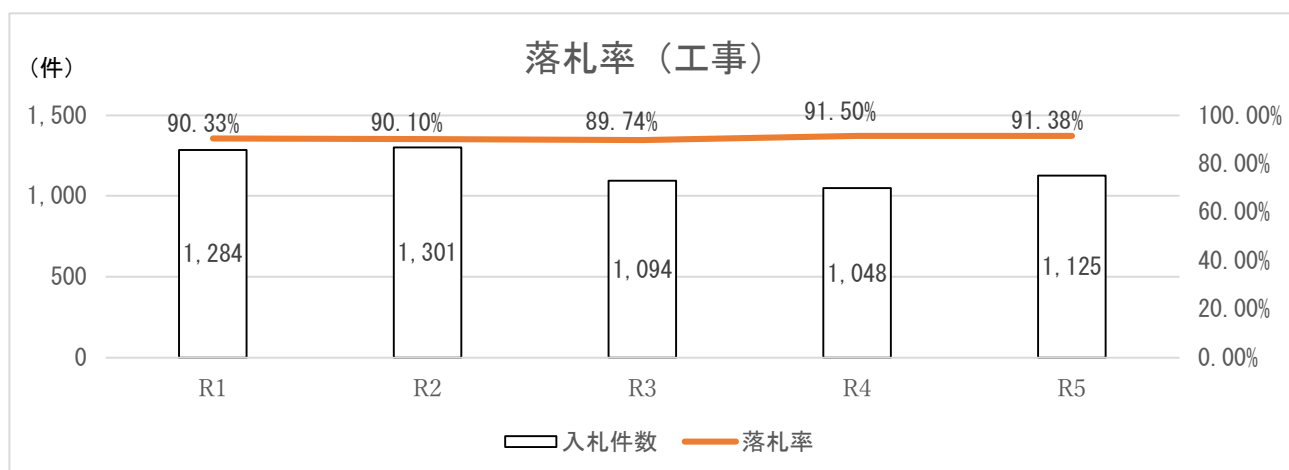
- 令和 5 年 4 月 1 日以降の契約については、災害応急対策又は災害復旧に関する工事中に不可抗力により損害が生じた場合の負担について、これまで受注者に求めていた負担額（請負代金額の 1 %）を本市が負担。
- 適切な履行評価の実施、将来の人材の育成、下請契約の適正化の促進、不正行為の排除を徹底 など

主な取組結果

- 令和 5 年度の落札率は、工事が約 91 %、物品が約 85 %となっている。
- 令和 4 年度と比べ、工事、物品ともにほぼ横ばい（工事－0.12 ポイント、物品－0.78 ポイント）となっている。
- なお、工事に関しては、ダンピング対策の強化を図るため、最低制限価格の算定基準を、平成 25 年度から平成 29 年度まで 5 年連続で引き上げ、令和 2 年度及び令和 4 年度にさらなる引き上げを行っている。

また、令和 6 年 5 月からは測量・設計等の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国同様に引き上げている。

◆ 市全体の落札率



- 注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計
- 2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も含む。
- 3 工事には測量、設計等の委託契約を、物品には不用物品売却を含まない。
- 4 落札率は、単純平均（入札ごとの落札率の合計を入札件数で除算）

トピックス

公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成25年から12年連続で改定を実施（直近の改定について、国は、令和6年3月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

京都府域の労務単価の推移

普通作業員 ②413,100円 → ⑥22,300円

鉄筋工 16,200円 → 26,500円

大工 16,100円 → 26,300円

- 物品においても、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）において、引き続き最低制限価格制度を適用することにより、ダンピング受注防止対策の徹底を図っている（平成28年度から開始）。
- なお、役務業務における予定価格は、原則として、国が定める「建築保全業務積算基準」に基づき、適切に積算している。

今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

主な取組

- これまでから I S O 1 4 0 0 1、K E S（京都・環境マネジメント・スタンダード）を取得している事業者を、工事業者の格付制度で加点評価するなど、社会的課題の解決に資する取組に配慮
- 環境にやさしい都市づくり、地域防災力の維持・向上、地域コミュニティの維持・活性化等に貢献するなど、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する事業者評価を推進
- 具体的取組の一つとして、令和 2 年 4 月から、予定価格が一定金額以上の公契約の受注者に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める」旨の宣言的な文書の提出を求める取組を開始。令和 3 年 4 月から、具体的な取組内容の記載を義務化。
令和 4 年 4 月から「きょうと S D G s ネットワーク」を構成する制度の認証を受けた事業者等については、上記の宣言的な文書の提出を免除。
- 令和 5 年度には、災害に強いまちづくりを一層推進するため、以下のとおり制度改正を実施。
 - ・土木工事格付及び舗装工事格付において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」を基に加点（令和 7 年度格付（6 年申請分）～）
 - ・これまで工事成績評定の対象としていなかった単価契約工事のうち、24 時間 365 日の緊急対応が必要な一部の工事については成績評定の対象とすることで、格付けにおいて加点（8 年度格付（7 年度申請分）～）

主な市長部局の取組例

段階	内 容	
（工事契約のみ） 格付での加点	本市評価事項で加点	I S O 9 0 0 1 認証
		官公需適格組合
		I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
		障害者法定雇用率達成
		災害発生時における応急協定を本市又は京都府と締結している団体に加入
		次世代育成支援一般事業主行動計画の策定
		国家資格を有する女性技術者の雇用
		暴力団からの不当要求排除の取組（「不当要求防止責任者講習」の受講）
		消防団協力事業所
		建設機械の所有及びリース台数（土木及び舗装種目において令和 7 年度以降の格付から実施）

条件設定 入札参加	電力調達契約で入札参加者を限定	・「京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針」の評価基準により、CO ₂ 排出係数（1 kWh 当たりの排出係数 0.50 以上 0.225 未満までの 8 段階の区分に応じ、0～70 点の配点）、再生可能エネルギーの導入状況（導入率 5 % 未満～50 % 以上の 5 段階の区分に応じ、－5～30 点の配点）等の各項目の得点の合計が一定値（70 点）以上である者 ・再生可能エネルギー比率 100 % 電気の料金メニューにより、各入札で求める電気量を供給する者
	清掃業務委託で入札参加者を限定	I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
総合評価	技術評価で加点	I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
		災害発生時における応急協定を本市又は京都府と締結している団体に加入
		市内企業の下請参入率及び共同企業体における市内企業の出資割合
契約後	契約後 2 か月以内に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取り組みに努める」旨の文書の提出又は「きょうと S D G s ネットワーク」を構成する制度の認証 【対象】 ・ 予定価格 4 億円以上の工事請負の受注者 ・ 予定価格 8 千万円以上の物品等調達の受注者	
履行確認	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等（仕様書に記載）
	未達成の場合は違約金徴収	総合評価での加点項目としていた市内企業下請参入率等
資格登録	確認できない場合は不登録	所得税、法人税、消費税、市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

トピックス	主な工事格付での加点状況（近年の推移）			（注 延べ加点業者数）
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
I S O 9 0 0 1	1 2 5 者	1 2 8 者	1 4 1 者	
官公需適格組合	5 者	6 者	6 者	
I S O 1 4 0 0 1、K E S	2 6 5 者	2 6 5 者	2 6 6 者	
障害者法定雇用率達成事業者	4 2 者	4 8 者	4 3 者	
災害応急協定（府、市協定）	7 1 0 者	7 1 1 者	7 3 6 者	
一般事業主行動計画の策定	8 3 者	8 3 者	8 7 者	
国家資格を有する女性技術者の雇用	3 1 4 者	3 1 9 者	3 2 4 者	
不当要求防止責任者講習	7 1 6 者	7 0 3 者	6 8 3 者	
消防団協力事業所	3 5 者	3 4 者	3 9 者	

今後の方向性

- 引き続き、現行の取組を推進していく。
- なお、公平性や競争性、また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。

その際には、事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。

公契約基本条例に関する主な御意見（要旨）

1 市内中小企業の受注等の機会の増大

- 大型工事においても参加資格要件の見直しや可能な限り分離・分割発注し、地元企業の受注や下請けでの参画機会が増加するようお願いしたい。
- 中小企業組合に対する支援施策の拡充を図られたい。

2 適正な労働環境の確保

- 適正労働基準の確保やコンプライアンス遵守を評価する総合評価方式の導入や入札参加条件を設定すること。
- 労働基準法等違反企業や不当労働行為企業を契約から排除すること。
- 適正な賃金等の確保を。
- 適正な労働条件の確保等のため、条例に賃金下限額を定める条項の新設を。
- 賃金実態や就労環境を把握すること。
- 建設キャリアアップシステムの推進をはかるため、入札契約制度での加点評価等の導入を。
- 働き方改革を進めていくために、週休二日制やゆとりある適正な工期設定と書類の簡素化を。
- 予定価格を事前に公表するよう要望する。

3 適正な履行と質の確保

- 地域建設企業が適正な利潤を確保し、若手を確保・育成できるよう、「中央工契連モデル」を上回る市独自の一般管理費等の率の引き上げをお願いしたい。
- ダンピング受注が発生した場合、厳しく対応するようお願いする。
- 印刷業務において、ダンピングや労働条件悪化を防止するため、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入を。
- 京都市において発注済の公契約の金額改定を徹底されたい。

参考 2

予定価格（税込）が2億円を超える工事契約における最低制限価格及び失格基準価格未満での応札者数の推移（市長部局）

最低制限価格及び失格基準価格未満での応札件数の推移は、全応札者数の約3割で推移している。

	R2	R3	R4	R5
入札件数	32	46	28	46
総応札者数	284	445	300	469
うち価格未満の応札者数	93	134	72	172
価格未満応札者の割合	32.75%	30.11%	24.00%	36.67%

注 予定価格が事後公表の工事契約を集計

参考 3

不落件数の推移（市長部局）

不落件数の推移については約1～2%台で推移している。

	R1	R2	R3	R4	R5
入札件数	599	583	459	445	483
うち不落件数	7	10	5	6	12
割合	1.17%	1.72%	1.09%	1.35%	2.48%

注 不落とは、応札者がいたが落札者が決まらなかったものをいう

注 工事契約を集計。単価契約を除く。

参考 4

京都市の中小企業数・事業所数（民間事業所）の推移

中小企業は市内企業の99%以上を占めている。

	H26	H28	R1	R3
全事業所	74,419	70,637	89,373	84,524
うち中小企業 (大規模事業所以外)	73,845	70,085	(未集計)	(未集計)
中小企業割合	99.23%	99.22%	(未集計)	(未集計)
【参考】京都府 全事業所	119,145	113,774	138,744	129,186

(出典) 京都市の経済 2017年版、2021年版、2023年版

(注) 平成26年経済センサス基礎調査（事業所に関する集計）、平成28年経済センサス活動調査（民営事業所による）、令和元年経済センサス - 基礎調査 甲調査及び令和3年経済センサス - 活動調査事業所に関する集計から。

「大規模事業所」は、従業員300人以上（卸売業、サービス業は100人以上、小売業は50人以上）

参考 5

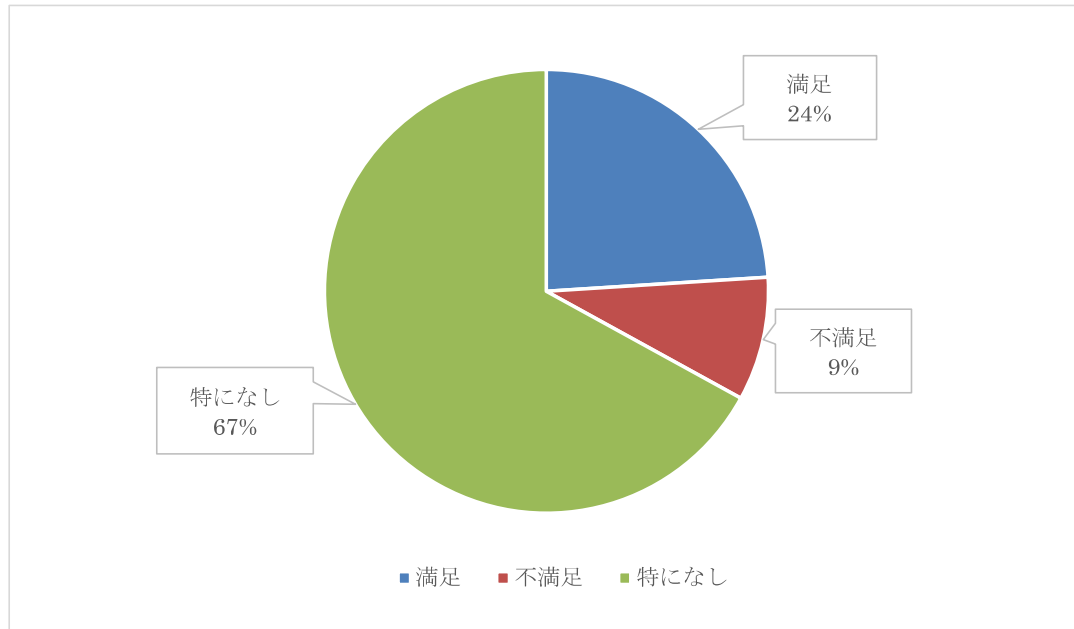
企業倒産数

	H30	R1	R2	R3	R4
全 国	8,235	8,384	7,773	6,066	6,428
京都市	185	163	188	148	161

(出典) 京都市統計書

【週休 2 日工事实施に係るアンケート】

週休 2 日工事を受注した業者に対してアンケートを実施。



※京都市建設局、都市計画局週休 2 日モデル工事に関するアンケートより

※令和 4 年度～5 年度にアンケート提出があった業者の回答を集計（回答数 66 業者）

業者からの主な意見

【満足】

- 週休二日を実施することで、建設業に若手労働者等の担い手が増えると思う。
- 週休二日促進工事を実施したことで、計画的に休めるようになり、作業効率が上がった。
- 近隣住民等に対する配慮となるし、建設業界の働き方改革のために良いことであると思う。
- 各現場の条件が異なる為「週休二日制」を導入した場合、工期的に余裕がある現場とそうでない現場が発生するかもしれないが、適正な工期設定で積極的に導入してほしい。

【不満】

- 取組としては賛同している。
 ただ、建設業界全体で人手不足が慢性的になっており、理由の一つとしては昔に比べ給与面で魅力が少ないことが挙げられる。
 労務費等の底上げがない限り休日・給与を増やすという理想には近づけないのではないか。建築業界全体の底上げがないと事業者を苦しめる取り組みになってしまう。
- 書類関係の簡素化と工事価格の値上げ、十分な工期をお願いする。